

令和4年度 二建築士定期講習 修了考査問題（例）

【建築基準法】

- 問 1 都市計画法第29条第1項で規定する、都市計画区域内等における開発行為の許可に関する規定は、建築基準関係規定に含まれる。
- 問 2 大規模の修繕とは、建築物の「主要構造部」の一種以上について行う過半の修繕を行うことをいう。
- 問 3 床面積が150㎡の事務所をリノベーションし共同住宅にする場合には、用途変更の確認申請が必要である。
- 問 4 鉄骨造で地上5階建ての建築物については、都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定の対象ではない。
- 問 5 建築物エネルギー消費性能基準に適合義務のある建築物の確認済証の交付を受けるには、建築物エネルギー消費性能適合判定通知書又はその写しを、確認申請をした建築主事又は指定確認検査機関に提出しなければならない。
- 問 6 確認申請の審査において、認定型式に適合する建築材料を用いる建築物は、審査項目から一部の規定が省略される。
- 問 7 中間検査は、特定工程の配筋の検査であることから、建築物の配置等についての検査は行わない。
- 問 8 既存不適格建築物の増改築等を行う場合、構造耐力関係だけでなく、その他の規定の緩和を受けることができる。
- 問 9 「確認審査等に関する指針」の内容には、構造計算適合性判定に関する指針が含まれている。

【都市計画法】

- 問 10 開発許可制度は、線引き制度を担保し、良好かつ安全な市街地の形成と無秩序な市街化の防止を目的としている。

【バリアフリー法】

- 問 11 床面積2,000㎡以上、かつ50室以上のホテル又は旅館の建築時に義務付けられる、車椅子使用者用客室の設置数については、建築する客室総数の1%以上とする。

【建築物省エネ法】

- 問 12 省エネ性能の評価対象となる建築設備には、空気調和設備、機械換気設備、照明設備、給湯設備、昇降機だけでなく、家電やOA機器等その他の消費機器も含まれている。

【品確法】

- 問 13 品確法の三本柱は、住宅性能表示制度、瑕疵担保責任の特例、住宅に係る紛争処理体制の整備である。

【最近の改正動向】

- 問 14 用途変更をする場合、一定の階段については、所定の安全措置を講ずることにより、当該階段の大規模な改修をすることなく用途変更が可能である。
- 問 15 建築確認申請時に必要な図書において、建築基準法施行令第121条の2の適用を受ける直通階段で屋外階段が木造である場合は、当該屋外階段の構造及び防腐措置等の図面を添付しなければならない。

【建築士法】

- 問 16 「設計」とは、その者の責任において設計図書を作成することをいい、「構造設計」とは構造設計図書の設計を、「設備設計」とは設備設計図書の設計をいう。
- 問 17 建築士事務所を管理する建築士は、当該建築士事務所に属する他の建築士が設計した設計図書の一部を変更しようとするときは、設計した建築士の承諾を求めることなく、管理建築士としての権限で変更することができる。
- 問 18 建築士法で定める工事監理とは、その者の責任において、建築工事の指導監督を行うとともに、当該工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認することをいう。
- 問 19 建築士は、建築士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

令和4年度 二建築士定期講習 修了考査問題（例）

- 問 20 延べ面積 200 m²の建築物の新築に係る設計受託契約の当事者は、契約の締結に際して、作成する設計図書の種類等の事項について書面に記載して相互に交付しなければならない。
- 問 21 建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合においても、委託を受けた設計の業務を建築士事務所の開設者以外の個人の建築士に委託してはならない。
- 問 22 設計受託契約又は工事監理受託契約を締結しようとするときは、委託者及び受託者は、国土交通大臣が定める報酬の基準に準拠した委託代金で当該契約を締結するよう努めなければならない。

【建築設備】

- 問 23 住宅を含む建築物は世界のエネルギーの約3分の1を消費している。
- 問 24 ZEHとは、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略で、省エネルギーを行い、再生可能エネルギーを利用してエネルギー消費量をゼロに近づける住宅のことを示す。
- 問 25 室内のホルムアルデヒド対策を行えば、換気はしなくても良い。

【建築構造】

- 問 26 CLTパネル工法には、大版パネル方式と、垂れ壁・腰壁を別個のパネルとする小型パネル方式の2つの組み立て方がある。
- 問 27 震度階の改定によって、同じ「震度7」でも、阪神・淡路大震災と熊本地震では想定される地震動の大きさの範囲が違うこととなった。
- 問 28 建築基準法における耐震性能の目標は、「大地震には、建物を損傷させない」ことである。

【建築士の職能、倫理、責任、建築紛争など】

- 問 29 職能意識の涵養などに向けた自己研鑽や専門的知見を広げるために必要なのは、あくまで自らの能力でそれらを実践するという強い意思であり、わざわざ専門職の（職能）団体などに加入して活動する必要まではないとされている。
- 問 30 現代では、専門分野で専門知識やノウハウと一体となった倫理的思考を「職業倫理」と呼び、建築士は高い倫理性を保ちながら、建築設計などの高度な専門性を必要とする業務においては、常に委託者等への説明責任を求められている。
- 問 31 建築士事務所に属する建築士が定期講習の受講義務の規定に違反した状態で業務を継続すると、戒告処分や業務停止処分となる可能性がある。
- 問 32 裁判所の判決によらない紛争解決手段を一般にADRと呼び、民事裁判が公開で専門家の立会が無いのに比して、ADRの審理は非公開で、建築士などの専門家が立ち会い、費用や時間も裁判に比して小さく済むという利点がある、とされている。

【設計及び工事監理の実務と動向】

- 問 33 我が国では、一定の建築物においてこの工事監理を行う工事監理者を置くのは、建築基準法によって建築主の義務とされている。
- 問 34 工事監理は設計図書の定めや工事監理者の裁量でこれを行うことになるが、国が示した工事監理ガイドラインによる確認の具体的な方法等については、強制力があると考えられ、すべて示された内容のとおりに行わなければならない。
- 問 35 業務報酬基準の告示は、建築士が行う設計等の業務の報酬について、国が標準的な報酬を定める基準を告示という形で示しており、強制力（法的拘束力）を持っていることから、建築士や建築主にとっても重要な告示とされる。